

## 第5章

## 自殺対策の基本方針

## Basic Policy

自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では、以下の5つを「自殺対策の基本方針」とします。

## POINT / 5つの基本方針

- ① 生きることの包括的な支援として推進
- ② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- ③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- ④ 実践と啓発を両輪として推進
- ⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

1 生きることの包括的な支援として推進 補足1

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

## 補足1

## 基本方針①

自殺総合対策大綱 P3

2 関連施策との有機的な連携による  
総合的な対策の展開 補足2

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、「精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要」です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ「自殺対策の一翼を担っているという意識を共有」することが重要です。とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援

## 補足2

## 基本方針②

自殺総合対策大綱  
P3～P5

制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

### 3 対応の段階に応じた レベルごとの対策の効果的な連動 補足3

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。また、時系列的な対応の段階としては、**①自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」**と、現に起こりつつある**②自殺発生の危険に介入する「危機対応」**、それに**③自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」**という、**3つの段階**が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。さらに「**自殺の事前対応の更に前段階での取組**」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「**SOSの出し方に関する教育**」を推進することも重要とされています。

### 4 実践と啓発を両輪として推進 補足4

自殺に追い込まれるという危機は、「**誰にでも起こり得る危機**」ですが、危機に陥った人の心情や背景は**未だ十分に理解されていない**のが実情です。そのため、**危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当である**ということが、地域全体の共通認識となるように、普及啓発を行うことが重要です。また我が国では、精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくありません。全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていきう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

### 5 関係者の役割の明確化と関係者による 連携・協働の推進 補足5

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない垂水市」を実現するためには、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となり、市民一人ひとりが、それぞれができる取組を進めていく必要があります。

補足3

基本方針③

自殺総合対策大綱

P5 ~ P6

補足4

基本方針④

自殺総合対策大綱

P6 ~ P7

補足5

基本方針⑤

自殺総合対策大綱

P7 ~ P8